

廃棄物減量指導員連絡協議会助成金交付 要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物減量指導員等に関する要綱第10条に規定する助成金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の範囲及び助成額)

第2条 助成の範囲は、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会（以下「市連絡協議会」という。）及び区廃棄物減量指導員連絡協議会（以下「区連絡協議会」という。）の運営及び会議の開催に係る事務経費とする。

2 助成額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第3条 市連絡協議会の代表者は、前条に規定する助成金の交付を受けるために廃棄物減量指導員連絡協議会助成金交付申請書（第1号様式）を4月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により受理した申請書を審査した後交付の決定をし、当該団体に通知するものとする。

(活動状況及び支出報告)

第5条 市連絡協議会の代表者は、廃棄物減量指導員連絡協議会活動状況・支出報告書(第2号様式)により、翌年5月末日までに活動状況及び支出を市長に報告しなければならない。

2 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

(返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- ・ 活動状況報告書の提出がないとき。
- ・ 助成金交付申請書及び活動状況報告書の記載事項に虚偽があったとき。
- ・ その他用途について不相当と認められるとき。

附 則

- 1 この要領は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 平成6年度における第3条の規定の適用については、同条中「4月末日までに」とあるのは「2月末日までに」とする。
- 3 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

- 5 この要領は、平成12年3月17日から施行する。
- 6 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

廃棄物減量指導員連絡協議会
助成金交付申請書

年 月 日

川 崎 市 長

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会
代表者名 会長

廃棄物減量指導員連絡協議会助成金交付要領第 2 条に規定する助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 交付申請額

金 円

2 使用目的

第2号様式

廃棄物減量指導員連絡協議会
活動状況・支出報告書

年 月 日

川 崎 市 長

住 所 _____

代 表 者 名 _____

廃棄物減量指導員連絡協議会助成金交付要領第5条に規定する廃棄物減量指導員連絡協議会の活動状況及び支出を、次のとおり報告いたします。